

令和 7 年度

日の出町自動販売機設置事業者募集事務要領
(再公募)

日の出町 企画財政課 管財係

電話 0 4 2 (5 8 8) 5 0 4 3 (直通)

目 次

1. 募集物件	P 1
2. 応募資格要件	P 2
3. 自動販売機の設置条件等	P 2, 3
4. 質問書の提出及び回答	P 3, 4
5. 応募申込手続と付加使用料率提案書の提出(入札)	P 4, 5
6. 審査(開札)	P 5～7
7. 使用許可申請の手続き	P 7
8. 設置事業者の決定の取消	P 7, 8
9. その他	P 8
10. 物件調書	P 9～11
自動販売機設置事業のながれ	P 12, 13
応募申込書(第1号様式)	P 14, 15
誓約書(第2号様式)	P 16
質問書(第3号様式)	P 17
付加使用料率提案書(第4号様式)	P 18
付加使用料率提案書 提出用封筒の記入方法	P 19
委任状(第5号様式)	P 20
公共施設自動販売機設置事業者登録名簿(第6号様式)	P 21

日の出町自動販売機設置事業者募集事務要領

日の出町が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を確認の上、お申込ください。

1 募集物件 詳細は9ページからの物件調書をご覧ください。

物件 番号	所在地 設置する施設・設置する場所	自動販売機の種類	台数	付加 使用 率
1	日の出町大字平井 2780 番地 日の出町役場 1 階 町民談話室前	缶・PET ボトル併用（温・冷併用型） 夜間感知機能付、電子マネー対応、 新紙幣・硬貨対応	1 台	10% 以上
2	日の出町大字平井 2780 番地 日の出町役場 地下 1 階 食堂	缶・PET ボトル併用（温・冷併用型） 新紙幣・硬貨対応		
3	日の出町大字平井 2780 番地 日の出町役場 地下 1 階 食堂	菓子類、インスタント類の食品 （個別包装又は密閉容器）		
4	日の出町大字平井 2780 番地 保健センター1 階 風除室	缶・PET ボトル併用（温・冷併用型） 夜間感知機能付、電子マネー対応 新紙幣・硬貨対応		

2 応募資格要件

次の各号に掲げる要件を有する法人又は個人に限り応募することができます。

- （1）成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- （2）自動販売機の設置義務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3 年以上の実績を有していること。
- （3）法令等の規定により販売についての許可又は認可を要する場合は、当該許可又は認可を受けていること。
- （4）国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- （6）公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。
- （7）この要領に基づく募集において、使用料率の提案後若しくは使用許可後に正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可の取消を受け、又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者でないこと。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 設置事業者の施設使用

自動販売機は、日の出町公有財産管理規則（平成22年10月27日規則第17号）第23条に定める行政財産の使用許可を受けた上で、設置するものとします。

(2) 使用料

- ①使用料は、日の出町行政財産使用料条例（昭和62年3月31日条例第16号以下「条例」という。）第2条第1項第1号及び第3号に規定する額（以下、「基本使用料」という。）に同条第3項に規定する付加使用料を加えた額とする。
- ②基本使用料は、町が発行する納入通知書により一括して納付するものとする。
- ③付加使用料は、自動販売機ごとの売上高に行政財産の使用許可の条件において決定した付加使用料率を乗じた額とし、年4回、町が発行する納入通知書により納付するものとする。（初年度については年3回とする。）
- ④電気料金については、子メーター計測による実費徴収とし、年4回、町が発行する納入通知書により納付するものとする。なお、子メーターの設置は設置事業者の負担とする。（初年度については年3回とする。）
- ⑤設置事業者は、自動販売機に係る毎月の売上高を、翌月15日までに当該自動販売機を設置する施設の管理者に報告するものとする。
- ⑥既納の基本使用料は、返還しない。ただし、「8 設置事業者の決定の取消」の規定により使用許可を取り消す場合は、残存期間に係る基本使用料（100円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。）を還付するものとする。

(3) 使用許可の期間

令和7年9月1日～令和10年3月31日まで

行政財産使用許可を一年ごとに申請し、許可を得ることとします。

初年度については、令和7年9月1日から令和8年3月31日までとし、次年度以降は令和8年4月1日から一年ごとに申請し、許可を得ることとします。

(4) 貸付上の制限等

- ①自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ②設置事業者は、承認を受けないで自動販売機を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③販売価格は、希望小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ④酒類及び青少年に影響を及ぼす恐れのある有害な物品等の販売は行わないこと。
- ⑤大規模災害等の発生時においては、町の要請に応じて自動販売機内の商品を無償提供すること。

(5) 許可する自動販売機の一般条件

- ①本体規格については、回収ボックスも含め設置許容寸法以内とすること。
- ②自動販売機の形状、塗装等は、公共に不快感を与えないものとする。
- ③自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、非常時の転倒等が発生しないよう安全対策を施すこと。
- ④エネルギーに配慮した最新省エネモデルの機種とすること。
- ⑤グリーン冷媒（低 GWP 冷媒）の機種とすること。
- ⑥電子マネー等のキャッシュレス対応やユニバーサルデザインなど、消費者ニーズに応じた利便性の高い機種に努めること。
- ⑦新旧 500 円硬貨へ対応機種とすること。また、令和 6 年に発行された新紙幣の対応に努めること。

(6) 維持管理責任

- ①常に商品の賞味期限等に注意を払うとともに、商品補充、金銭管理その他自動販売機の維持管理は、設置事業者が責任をもって行うこと。
- ②日の出町行政財産における自動販売機設置の使用許可に関する事務処理要領に則り設置すると共に、原則として、自動販売機 1 台につき、1 個以上の空き缶等の回収ボックスを設置し、空き缶等は、週 1 回以上、設置事業者の責任で適切に回収又は処分・清掃を行い、常に自動販売機及び周辺環境を清潔に保つこと。
- ③販売する飲料飲食等の種類に応じた回収ボックスを設置するとともに、設置業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ④自動販売機の機能及び販売品目は、あらかじめ施設の管理者に届け出ることとし偏りのない販売品目に努めること。
- ⑤自動販売機の設置は、施設の管理者と協議し町の業務に支障を及ぼさないこと。
- ⑥故障、トラブル等が発生した場合は、設置業者の責任において対応するものとし、緊急連絡先を見やすい位置に明示しておくこと。
- ⑦衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

(7) 原状回復

- ①設置業者は、貸付期間が満了した時は、指定期日までに原状回復してください。
- ②引き続き更新設置となる場合は、継続設置及び新機種設置の有無を施設の管理者と協議してください。

4 質問書の提出及び回答

申込にあたり、募集内容等について質問がある場合には、次の期間中に申し込み受付場所に**質問書（第 3 号様式）**を**E-mail、FAX で提出**してください。質問受付期間外の質問書については、回答しません。

(1) 質問受付期間

期 間：令和7年6月26日(木)から7月4日(金)まで

(7月4日の午後5時15分 必着)

時 間：午前8時30分～午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く)

F A X：042(597)4369

E-mail:kikaku@town.hinode.tokyo.jp

(2) 質問回答

期 間：令和7年7月7日(月)から7月11日(金)まで

時 間：午前8時30分～午後5時15分まで

質問内容と回答は、上記の期間にホームページに随時掲載します。

5 応募申込手続と付加使用料率提案書の提出(入札)

入札に参加される方は、必要書類とともに付加使用料率提案書をご提出ください。

(1) 申込受付期間

期 間：令和7年7月14日(月)から7月25日(金)まで

(7月25日の午後5時15分 必着)

時 間：午前8時30分～午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く)

提出方法：持参又は簡易書留による郵送

宛 先：日の出町大字平井2780番地 日の出町企画財政課 管財係

(2) 申込に必要な書類(○：必須、△：必要な方のみ)

	提出書類		法人	個人
①	応募申込書(第1号様式)	複数申込可	○	○
②	誓約書(第2号様式)		○	○
③	住民票	発行3か月以内(写し可)		○
④	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	発行3か月以内(写し可)	○	
⑤	納税証明書(国税)	発行3か月以内(写し可)	○	○
	納税証明書(法人市町民税)	発行3か月以内(写し可)	○	
	納税証明書(住民税)	発行3か月以内(写し可)		○
⑥	付加使用料率提案書(第4号様式)	物件ごとに作成・封印	○	○
⑦	設置する自動販売機のカタログ	複数設置時は各物件1部	○	○
⑧	会社概要		○	
⑨	直近の貸借対照表、損益計算書		○	
⑩	創業日、事業内容、実績がわかるもの			○
⑪	直近2年分の確定申告書	写し		○
⑫	販売許可又は認可証明書、実績の証明書	写し	○	○

⑬	委任状（第5号様式）	委任の場合のみ	△	△
	添付資料（印鑑証明書）	発行3か月以内（写し可）		△
	添付資料（資格証明書及び印鑑証明書）	発行3か月以内（写し可）	△	

【補足事項】

⑤国税の納税証明書（全ての国税で、法人の方は納税証明書その3の3、個人の方はその3の2）

法人市町民税の納税証明書（法人の方は、未納税額がない証明書）、

住民税の納税証明書（個人の方は未納税額がない証明書）、個人又は法人等の固定資産税及び都市計画税の未納の税額がないことの証明書（該当者のみ）。

⑥付加使用料率提案書（第4号様式）

※複数ある場合は、物件別に作成・封印してください。

提案する付加使用料率は、募集物件に設置する自動販売機の総売上額（消費税及び地方消費税含む）に対して、町に納付できる使用料の料率を**整数で表示**してください。**（小数点以下の記載は入札無効）**

提出した付加使用料率提案書は、書換え・引換え又は撤回することはできません。

⑫法令等の規定により販売についての許可又は認可を要する場合は、当該許可又は認可を受けている免許証の写し（使用許可書、契約書、地方公共団体等の設置実績報告書の写し、定款の写し等）

注）複数の物件へ申し込む場合においては、⑥以外は1部で結構です。

⑤委任状は、複数申し込む場合は、複数に○を付していただければ、1枚にまとめて頂いて結構です。

③～⑤、⑬の添付資料については、申込日より発行3か月以内のものとする。

（4）提出方法

申込に必要な①～⑬までの書類に、必要事項を記名押印の上、窓口まで持参又は、郵送の場合は、送付用封筒に入れ簡易書留で送付ください。

付加使用料率提案書は、**入札される物件ごとに、**

定形封筒（長形3号）に入れ、**19**ページ「提出用封筒の記入方法」のとおり**割印**をして提出してください。**（まとめて封入された場合は、無効となります。）**

※代理人による申込の際は、持参・郵送のどちら場合も委任状を添付してください。

（5）入札参加資格の確認結果通知

審査の結果、資格あると認められた者には、入札参加申込書に受付印を押印した書面の写しを通知します。（E-mailで通知）

6 審査（開札）

（１）日時 令和 7 年 8 月 5 日（火）

番号	設置する施設	設置種類	開始時間	会 場
1	日の出町役場 1 階町民談話室前	缶・PET	午後 1 時 3 0 分	日の出町 役場 3 階 第 1 会議室
2	日の出町役場 地下 1 階食堂	缶・PET	午後 1 時 4 5 分	
3	日の出町役場 地下 1 階食堂	食品	午後 2 時 0 0 分	
4	保健センター 1 階 風除室	缶・PET	午後 2 時 1 5 分	

※開始時間から順に付加使用料率提案書の開封を行います。

（２）審査時の立会

- ①応募資格者は審査に立会うことができます。審査に立ち会う場合には、開始時間の 5 分前には入室を完了してください。代理人による立ち合いの際は、委任されていることがわかる資料をご提示ください。
- ②応募資格者が審査に立会わない際に、同率によるくじ引きが行われる場合は、当該審査事務に関係のない町職員が、応募資格者にかわってくじ引きを行います。
- ③審査に立ち会わなかった場合は、審査結果について異議を申し立てることはできません。
- ④審査結果については、町ホームページに掲載いたします。個別での連絡対応は致しません。

（３）付加使用料率提案書の無効

- ①最低使用料率（１０％）を下回るもの
- ②応募資格がない者が提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が提案したもの
- ③指定の日時まで提出しなかったもの
- ④入札申込資格者の記名押印のないもの
- ⑤町が指定した付加使用料率提案書を用いないもの
- ⑥一物件について 2 以上の提案をしたときは、その全部のもの
- ⑦付加使用料率又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別しがたいもの
- ⑧付加使用料率提案書の料率の数字の訂正をしたもの
- ⑨鉛筆や消せるボールペン等の書き換え可能な筆記具で記載されたもの
- ⑩その他要領に規定する条件に違反したもの

(4) 設置事業者の決定

- ①設置事業者は、町が設定する最低使用料率（１０％）以上で有効な付加使用料率提案を行った者のうち、料率の高い順に第三位までの者を公共施設自動販売機設置事業者登録名簿（第６号様式）に登載し、申請により、上位の者から使用許可を行うことにより決定するものとします。また、公共施設自動販売機設置事業者登録名簿は令和１０年３月３１日まで有効とします。
- ②設置事業者には、引き続き行政財産使用許可申請の手続きについて説明します。
- ③落札者は落札決定後、販売予定の商品一覧表を、施設管理者へ速やかに提出してください。
- ④正当な理由なく辞退し、若しくは行政財産使用許可申請を行わなかった場合は、この者の当該物件にかかる入札を無効とし、次回からの入札参加資格がないものとします。なお、第二順位又は第三順位の者が第一順位の者と同率で許可を希望する場合は、順位の高い順に許可することとします。

(5) くじによる設置事業者の決定

同率の価格提案をした者が２人以上あるときは、直ちにくじにより順位を決定します。

(6) くじの代行

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合には、町が指定した者（当該審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置事業者を決定します。

(7) 審査結果の公表

設置事業者を決定したときは、その者の名を、決定しないときは、その旨を公表します。

(8) 付加使用料率審査の中止

不正な提案が行われる恐れがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない事由があるときは、付加使用料率提案審査を中止、又は延期することがあります。

7 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、行政財産使用許可申請受理後、速やかに行います。

8 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ①正当な理由なく指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

- ②設置事業者が応募の資格を失った場合
- ③その他使用許可の相手方として不適当と認められる場合

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用は設置事業者の負担となります。

● 募集に関する問い合わせ先

〒190-0192

東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

日の出町企画財政課 管財係

電話 042(588)5043 (直通)

物件調書

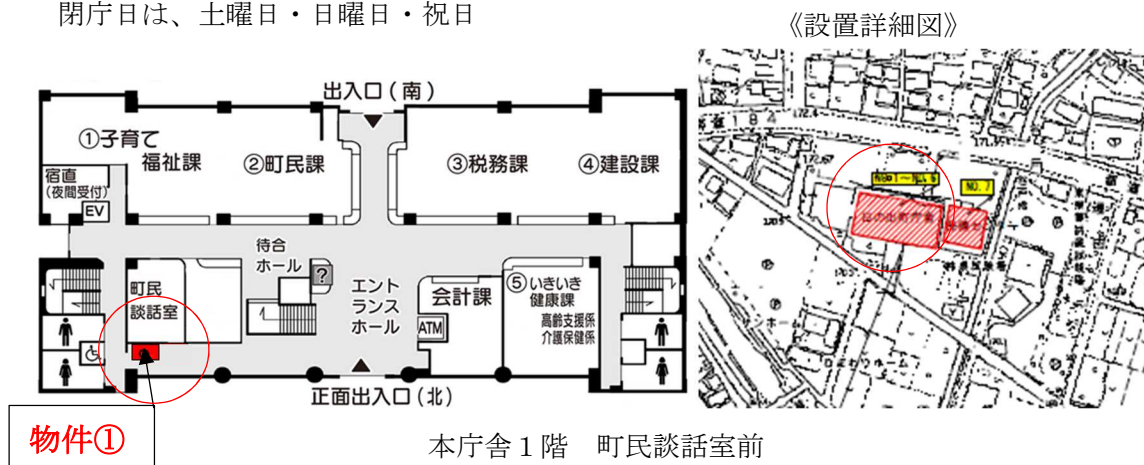
1. 自動販売機設置場所

物件番号	物件①
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地
設置場所	日の出町役場 1階 町民談話室前
設置台数	各1台
電気供給	各100V・15A
設置種類	缶・PETボトル併用（温・冷併用型） 夜間感知機能 電子マネー対応 新紙幣・硬貨対応
貸付面積	幅870×奥行700×高さ1830mm以内 販売機の隣接にゴミ箱設置寸法を含む
販売実績 （令和6年度 は4～6月の 実績値）	（R3）463,580円 （R4）352,800円 （R5）332,620円 （R6）101,520円
基本使用料 （令和6年度 は4～6月の 実績値）	（R3）5,400円 （R4）5,340円 （R5）5,136円 （R6）4,932円
最低付加使用料率：10%以上	

■職員数（常勤・臨時職員数）：約150人

開庁時間 午前8時30分から午後5時15分

閉庁日は、土曜日・日曜日・祝日



物件調書

1. 自動販売機設置場所

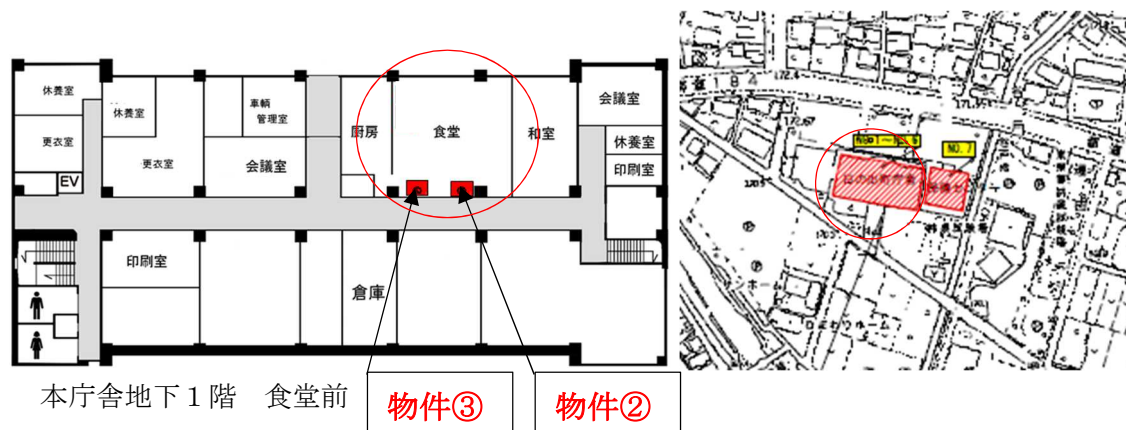
物件番号	物件②	物件③
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地	
設置場所	日の出町役場 地下1階 食堂	
設置台数	各1台	
電気供給	各100V・15A	
設置種類	缶・PETボトル併用(温・冷併用型) 新紙幣・硬貨対応	菓子類、インスタント類の食品 (個別包装又は密閉容器)
貸付面積	幅 1360 mm 奥行 775 mm 高さ 2000 mm以内	幅 1480 mm 奥行 820 mm 高さ 2000 mm以内
	販売機の隣接にゴミ箱設置寸法を含む	
販売実績	(R3)213,070 円 (R4)195,230 円 (R5)685,710 円	新規の為 実績なし
基本使用料	(R3)4,128 円 (R4)4,764 円 (R5)5,556 円	新規の為 実績なし
最低付加使用料率	10%以上	

■職員数(常勤・臨時職員数): 約150人

開庁時間 午前8時30分から午後5時15分

閉庁日は、土曜日・日曜日・祝日

《設置詳細図》



物件調書

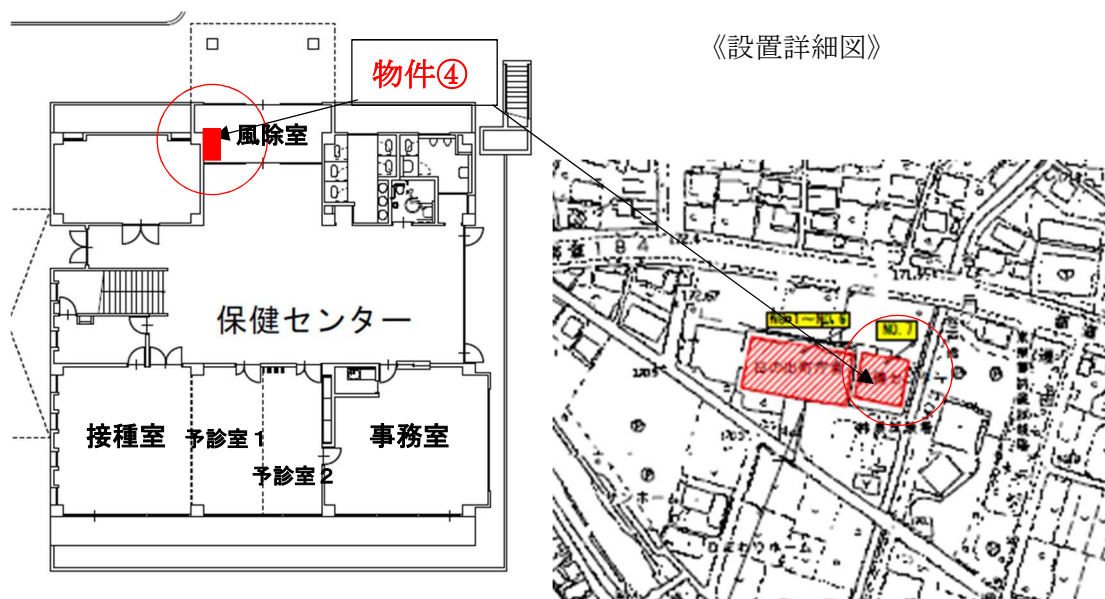
1. 自動販売機設置場所

物件番号	物件④
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地
設置場所	日の出町保健センター 1階 風除室
設置台数	1台
電気供給	100V・15A
設置種類	缶・PETボトル併用（温・冷併用型） 夜間感知機能、電子マネー対応、新紙幣・硬貨対応
貸付面積	幅1300×奥行900×高さ2200mm以内 販売機の隣接にゴミ箱設置寸法を含む
販売実績	新規の為、実績なし
基本使用料	新規の為、実績なし
最低付加使用料率：10%以上	
利用者数	講座・事業・健康機器利用等 健診等（R4）約200人（R5）約200人

■職員数（常勤・臨時職員数）：14人

開庁時間 午前8時30分から午後5時15分 閉庁日は、土曜日・日曜日・祝日

1階2階で2係の事務室があり常駐勤務している。一般利用者は、個別相談や各種申込、母子手帳交付等不定期の来庁がある。また、健診や健康関連事業によりまとまった人数が月に数回利用する。一般団体のよる集会等での利用はなし。会議等を除いて、夜間は閉鎖。



保健センター1階 風除室

【自動販売機設置事業のながれ】

町ホームページに掲載 令和7年5月12日（月）～令和7年8月5日（火）

○同期間に日の出町企画財政課窓口においても配付します。

○広報ひので6月号掲載します。

質問受付：令和7年6月26日（木）から7月4日（金）※4日の午後5時15分必着

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時除く）

E-mail 及び FAX により受付

質問回答：令和7年7月7日（月）から7月11日（金）まで

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時除く）

質問内容と回答は、上記の期間ホームページに随時掲載します。

応募申込手続と付加使用料率提案書の提出

受付期間：令和7年7月14日（月）から7月25日（金） ※25日の午後5時15分必着

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時除く）まで

提出方法：日の出町企画財政課窓口へ持参または郵送（ただし、簡易書留のみ）で受付けます。

○募集事務要領4～5ページにある申込みに必要な書類が揃った後、審査を行います。審査の上、不適格であれば理由を示して返却します。

開札（付加使用料率提案書・設置事業者の決定） 令和7年8月5日（火）

物件 番号	所在地 設置する施設・設置する場所	自動販売機の種類	台数	付加 使用 率
1	日の出町大字平井 2780 番地 日の出町役場 1 階 町民談話室前	缶・PET ボトル併用（温・冷併用型） 夜間感知機能付、電子マネー対応 新紙幣・硬貨対応	1 台	10% 以上
2	日の出町大字平井 2780 番地 日の出町役場地下 1 階 食堂	缶・PET ボトル併用（温・冷併用型） 新紙幣・硬貨対応		
3	日の出町大字平井 2780 番地 日の出町役場地下 1 階 食堂	菓子類、インスタント類の食品 （個別包装又は密閉容器）		
4	日の出町大字平井 2780 番地 保健センター 1 階 風除室	缶・PET ボトル併用（温・冷併用型） 夜間感知機能付、電子マネー対応 新紙幣・硬貨対応		

○順次読み上げ、上位 1 者を設置事業者とし、設置事業者決定後に所管課より「行政財産使用許可申請」を受理します。

行政財産使用許可申請書を受理後、行政財産使用許可証の交付を速やかに行います。

○許可条件を付し、基本使用料の前納を確認します。

使用許可の開始

令和 7 年 9 月 1 日(月)

○行政財産使用許可を一年ごとに申請し、許可を得ることとします。

初年度については、令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとし、次年度以降は令和 8 年 4 月 1 日から一年ごとに申請し、許可を得ることとします。

なお、許可期間中は事業者の都合による撤退は認めません。

第1号様式 **記入例**

受付番号

応募申込書

令和 年 月 日

日の出町長 東 亨 殿

1 申込者

所在地 〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町平井〇〇番地

商号 株式会社□□

氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 **印**

日の出町自動販売機設置事業者募集に応募したいので、資料を添えて申し込みます。

記

2 応募物件 (申込みする物件に^{マル}〇を付けてください。複数可。)

物件 番号	所在地 設置する施設・設置する場所	自動販売機の種類
1	日の出町大字平井 2780 番地 日の出町役場 1 階 町民談話室前	缶・PET ボトル併用（温・冷併用型） 夜間感知機能付、電子マネー対応、新紙幣・硬貨対応
2	日の出町大字平井 2780 番地 日の出町役場 地下1階 食堂	缶・PET ボトル併用（温・冷併用型） 新紙幣・硬貨対応
3	日の出町大字平井 2780 番地 日の出町役場 地下1階 食堂	菓子類、インスタント類の食品 （個別包装又は密閉容器）
4	日の出町大字平井 2780 番地 保健センター 1 階 風除室	缶・PET ボトル併用（温・冷併用型） 夜間感知機能付、電子マネー対応、新紙幣・硬貨対応

3 担当者連絡先（入札参加資格の確認通知送付先）

営業所等所在地	〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町大字平井△△番地		
担当部署	日の出支店	担当氏名	日の出 太郎
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	Email	〇〇@△△.co.jp
開札日の立会	出席 ・ 欠席		

チェックリスト (○：必須、△：必要な方のみ)

レ		提出書類		法人	個人
■	①	応募申込書（第 1 号様式）	複数申込可	○	○
■	②	誓約書（第 2 号様式）		○	○
□	③	住民票	発行 3 か月以内（写し可）		○
■	④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	発行 3 か月以内（写し可）	○	
■	⑤	納税証明書（国税）	発行 3 か月以内（写し可）	○	○
■		納税証明書（法人市町民税）	発行 3 か月以内（写し可）	○	
□		納税証明書（住民税）	発行 3 か月以内（写し可）		○
■	⑥	付加使用料率提案書（第 4 号様式）	物件ごとに作成・封印	○	○
■	⑦	設置する自動販売機のカatalog	複数設置時は各物件 1 部	○	○
■	⑧	会社概要		○	
■	⑨	直近の貸借対照表、損益計算書		○	
□	⑩	創業日、事業内容、実績がわかるもの			○
□	⑪	直近 2 年分の確定申告書	写し		○
■	⑫	販売許可又は認可証明書、実績の証明書	写し	○	○
■	⑬	委任状（第 5 号様式）	委任の場合のみ	△	△
		添付資料（印鑑証明書）	発行 3 か月以内（写し可）		△
		添付資料（資格証明書及び印鑑証明書）	発行 3 か月以内（写し可）	△	

【町処理欄】

受付印

第2号様式 記入例

受付番号

誓 約 書

令和 年 月 日

日の出町長 東 亨 殿

申込者 所在地 東京都西多摩郡日の出町平井〇〇番地

商 号 株式会社□□

氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

日の出町が実施する自動販売機設置事業者の募集申込に当たり、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
- (3) 法令等の規定により販売についての許可又は認可を要する場合は、当該許可又は認可を受けていること。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) この要領に基づく募集において、使用料率の提案後若しくは使用許可後に正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可の取消を受け、又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

1 現在事業展開している施設等について記載してください。

設置施設名	所在（町外でも可）	設置期間
（例）日の出町役場	日の出町大字平井2780番地	令和7年4月から

質 問 書

令和 年 月 日

日の出町長 東 亨 殿

申込者 所在地 **東京都西多摩郡日の出町平井〇〇番地**
 商 号 **株式会社□□**
 氏 名 **代表取締役社長 〇〇〇〇**
 所属部署 **日の出支店**
 担当者名 **日の出 太郎**
 担当者連絡先 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**
 E-mail **〇〇@△△.co.jp**

日の出町が実施する自動販売機設置事業者の募集について、応募申し込み検討資料とするため、次の点について説明してください。

質問内容①	質問内容②
質問内容③	質問内容④

第4号様式 **記入例**

付加使用料率提案書

令和 年 月 日

日の出町長 東 亨 殿

日の出町行政財産使用料条例第2条第3項に定める付加使用料の料率として、次の通り提案します。

申込者 所在地 東京都西多摩郡日の出町平井〇〇番地

商 号 株式会社□□

氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

- 1 この付加使用料率提案書は物件別に作成すること。
- 2 付加使用料率は、10パーセント以上とし、整数で記入すること。
- 3 付加使用料率は、物件番号の自動販売機について適用するものとする。
- 4 この付加使用料率提案書のみを**定形封筒(長形3号)**に入れ、提出すること。

物件番号	1	2	3	4
------	---	---	---	---

(申込をする物件に^{マル}〇をつけてください。)

応募する付加使用料率

整数表記のこと

△△パーセント

【付加使用料率提案書 提出用封筒の記入方法】

表

付加使用料率提案書

日の出町長 様

物件番号 ○ 番

日の出町役場

1 階 町民談話室前

缶・ペットボトル併用タイプ

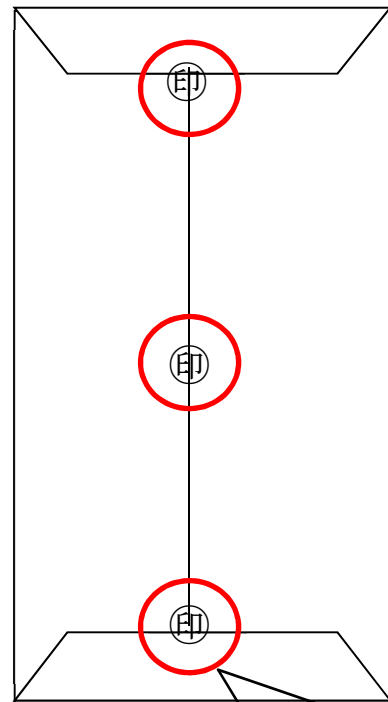
住所

氏名

縦・横書き可
油性ボールペン等（消えない筆記具）
で記入

裏

定型サイズ（長形 3 号など）



付加使用料率提案書に使用した
印で割印を行う
委任の場合は、委任を受けた者
の印鑑証明印で割印を行う

複数の物件に申し込むことができますが、付加使用料率提案書は物件番号ごとに封筒を分けて
ください。

物件番号のお間違いのないようお願いいたします。

委任状

令和 年 月 日

日の出町長 東 亨 殿

委任者（本店）

所在地 東京都西多摩郡日の出町平井〇〇番地

商 号 株式会社□□

氏 名 代表取締役社長〇〇 〇〇 印

次の者を代理人と定め、貴町における自動販売機設置事業募集に付帯する一切の権限を委任します。

委任する物件番号	1	2	3	4
----------	---	---	---	---

複数物件を委任する場合は、物件すべてに〇^{マル}記入してください。

受任者（支店）

住所 東京都西多摩郡日の出町平井●●番地

所属部署 日の出支店

担当者連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail 〇〇〇@△△.□□.jp

氏名

△△ △△ 印（受任者の印）

※担当者印は認印可とする。シャチハタは不可とする。

※本社担当と受任者が同一人物でも可とする。

※委任者の印鑑証明書を添付する

第 6 号様式登録名簿

入札日	順位	料率	会社名	担当部署	担当者名	電話番号